

宗教上の理由等による輸血拒否に関する基本方針

1. 患者さんの意思を尊重し、可能な限り無輸血に努めますが、輸血以外に救命手段がないと判断した場合には輸血を行います。同意いただけない場合は、患者さんの治療を選択する権利である自己決定権を尊重し、他院への転院を勧めます
2. 救急搬送等の緊急時において救命のために輸血が必要であると判断した場合は、患者、家族の同意が得られていなくても輸血を行います
3. 生命の危機に陥るとしても輸血を拒否する「絶対的無輸血」を前提とした「免責証明書」に署名は致しません